

2 資金不足比率**該当なし**

平成26年度において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産(現金など)} - \text{流動負債(未払金など)}}{\text{事業の規模(営業収益)}} \times 100$$

【電気事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産 291億円} - \text{流動負債 9億円}}{\text{営業収益 68億円}} \times 100 = +416.2\%$$

○各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	H26年度 資金剰余(不足)額 (億円)	H26年度 事業の規模 (億円)	比率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	電気事業会計	+282	68	(+416.2)	▲ 14
2	工業用水道事業会計	+8	17	(+48.8)	▲ 3
3	水道事業会計	+123	63	(+194.3)	▲ 13
4	団地造成事業会計	+113	37	(+303.4)	▲ 7
5	駐車場事業会計	+0.2	1	(+26.9)	▲ 0.2
6	病院事業会計	+74	209	(+35.5)	▲ 42
7	流域下水道事業費会計	+1	33	(+4.2)	▲ 7

※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。